

少 林 寺 拳 法 競 技

1. 期 日 令和 7 年 11 月 9 日（日） 開始時間 10 : 00
2. 会 場 西諫早ふれあい会館
3. 競技種目 <郡市対抗>
 - ①一般四段以上の部 ②一般三段の部 ③一般二段の部 ④一般初段の部
 - ⑤一般段外の部 ⑥壮年の部（A） ⑦壮年の部（B） ⑧女子の部
 - ⑨一般団体の部 ⑩親子の部 ⑪単独演武段外の部
 - ⑫単独演武有段の部 ⑬単独演武壮年の部
4. 競技規定
 - （1） 競技規則・審判規則については(一財)少林寺拳法競技規則並びに審判規則に基づく。
 - （2） 出場種目は、一人一種目とする。（一般団体の部を除く）
 - （3） 出場種目は、郡市協会内の組合せとする。
 - （4） 防具の使用については、胴のみ可とする。
5. 競技規則
 - （1） 演武内容については、全て自由組演武とする。
 - （2） 種目については、資格に応じた範囲とする。
 - （3） 演武時間は 1 分 30 秒から 2 分とする。
但し、親子の部は年齢に限らず、1 分～1 分 30 秒とする。
 - （4） 団体演武においては、6 名～8 名の構成とする。
6. 予選方法 郡市の予選会で最優秀（1 位）のみの出場とする。
7. 参加資格
 - （1） 長崎県少林寺拳法連盟会員及び準会員（実業団、世界連合等）とする。
 - （2） 学生連盟においては、原則として競技に参加できない。
 - （3） 各種別の年齢区分は以下のとおりとする。
 - ① 成年：平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた者であること。
 - ② 壮年：
50 歳以上とし、Aは両者 50 歳以上、Bは両者 60 歳以上とする。

{

A：昭和 50 年 4 月 1 日以前に生まれた者であること

B：昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた者であること
 - ③ 親子：子どもまたは孫とし、年齢は中学生以下とする。
 - （4） 一般団体の部のみの出場も可とする。
 - （5） 出場予定市町に令和 7 年 4 月 30 日現在で住民登録をしている者。
8. 表 彰
 - （1） 種目別 3 位（最優秀・優秀・優良）までに、賞状を授与する。
 - （2） 総合 3 位まで表彰する。
9. 申込方法 大会要項による。
 - ① 郡市対抗競技については、各郡市体育・スポーツ協会に申し込むこと。
10. その他 各郡市体育・スポーツ協会に報告したのちの出場者の変更については、直接、長崎県少林寺拳法連盟、(公財)長崎県スポーツ協会へ連絡すること。